

町村内閣官房長官及び上川公文書管理担当大臣に対する逢坂誠二議員の質疑

(衆議院内閣委員会 平成20年4月4日(金))

○逢坂委員 民主党の逢坂誠二でございます。

(略)

公文書の関係にちょっと移りたいと思うんですが、御案内のとおり、総理が一月の施政方針演説で、行政文書のあり方を見直し、法制化を検討するとともに、国立公文書館制度の拡充を含め、公文書保存体制を整備することを内容とした施政方針演説を行っているわけでありまして、それを受けまして、この三月に有識者会議というのが設置をされて、もう既に会議が二度行われているというふう伺っています。

まず、政府参考人にお伺いしたいんですけども、この有識者会議の位置づけ、これはどういったものなのか。大臣の諮問機関なのかとか、そういうような位置づけをお話しいただけますでしょうか。

○山崎政府参考人 お答えいたします。

いわゆる有識者会議の位置づけでございますが、これは、いわゆる懇談会等の行政運営上の会合という位置づけでございます。

○逢坂委員 懇談会ということで、その議論を参考にするということになるわけでしょうか。わかりました。

それで、次に、担当大臣にお伺いしたいんですけども、今回のこの有識者会議の議論を含め、政府として、今回、文書管理に関して、どの程度の範囲まで、どういった点を対象としてこの議論をする予定、お考えでいるのか。もちろんそれは、有識者会議のさまざまな議論によって今と射程が変わってくることもあるかもしれませんが、現時点で政府としてどのようにお考えなのか、その点、お伺いいたします。

○上川国務大臣 今回、公文書担当ということで任命をいただきましたテーマは、文書の作成から保存、管理に至る行政文書のプロセスをしっかりと見据えて、また利用に供するという事も十分に踏まえた上でこの文書管理に対する法整備をしていくということ、そして同時に、移管された後の公文書につきましての保存のあり方ということについて、体制的には国立公文書館というところが今中心に行っているわけでありまして、そうしたところについての幅広い議論をしていくということでございます。

今、有識者会議の場面の中でも、私も毎回参加をいたしておりまして、公開の場で議論を積み上げているところでございまして、論点につきましても一回目、初回に出させていただいているところでございますので、幅広い観点からの議論ということで精力的に取り組んでまいりたいと思っております。

○逢坂委員 そこで、お手元に資料を用意させていただきました。これは国立国会図書館

にお願いをして調べていただいたんですが、「諸外国における公文書館の制度と現状」ということで、一番上に日本が載っていきまして、その下にアメリカ、イギリスと続いて、整理をしていただいた資料でございます。

日本の欄を見ますと、職員が四十二名で書架の延長が四十九キロ。アメリカを見ますと、職員が二千五百名で書架の延長が九百三十キロ。これは大幅に違っているわけですね。

それから、アメリカの欄を見ますと、現用記録管理についても公文書館の館長が責任を負い、指導を行っている。現用というのは、今まさに各省庁で作成中の文書ということですね。それからフランスにおいても、公文書館から派遣される文書管理官が各省庁に常駐し、文書の管理に対し指導助言を行う。あるいは、カナダでは、公文書館長の許可なくして政府機関の記録の廃棄や処分を行うことはできないとか、オーストラリアにおいては、公文書館は各省庁の管理下にあるすべての記録に対してアクセスする権利があるとか、随分各国のこの状況というのは違っているわけです。

それで、官房長官とそれから上川大臣、お二人にそろってお伺いしたいんですが、日本の今の文書管理の実態に対する認識というのは、どう思われているのでしょうか。文書があるとかないとか、いろいろなことが言われているわけですが、簡潔にこの点についてお二人からお伺いをしたいと思います。

○**町村国務大臣** 委員のこのおつくりをいただいた資料を拝見しても、確かに相当けた違いの体制で諸外国は文書管理等々に取り組んでいるという実態がわかるわけでございます。

この点について、昨今いろいろな、「とわだ」の航泊日誌を誤って破棄したことであるとか、あるいは、C型肝炎の関連資料について、ファイルがあるの無いのといったような、大変メディアをにぎわすようなこともあったわけでございますが、やはり、基本的な取り組みとして、こうした政府の活動の記録あるいは歴史の事実というものを国民の前に明らかにしていくというのが民主主義の原点である、そういう考え方で、今回、上川大臣を担当大臣ということで取り組むことにしたわけでございます。

これは、御承知のように、福田総理が官房長官時代から大変熱意を持ち、この不十分さを認識した上で、いわば福田総理みずからこの改革に取り組もうということで上川大臣を任命されたというようなこともございます。

したがって、こうした権限であるとか、体制であるとか、予算であるとか、人員であるとか、こういったものを今幅広く御議論いただいている、こう思っておりますので、こうしたものを受けて、今後、必要な法改正を含め、あるいは人員、予算等々を含めて適切な御議論をいただき、それを受けて、政府の方としても、それをいかに具体化していくのかということを考え、また実行していかなければいけない、このように受けとめているわけでございます。

○**上川国務大臣** 政府の活動あるいは歴史的事実の正確な記録は国民の貴重な共有の財産である。その記録を公文書として十全に管理、保存し、そして広く国民の利用に供することは、国の大変大事な責務であるというふうに思っております。

しかしながら、昨今、文書保存期間満了前の文書の誤廃棄の問題、また、文書の倉庫への放置などの事例が明らかになっておりまして、不適切な文書管理の是正が現状におきま

しても大変重要な課題であるというふうに思っております。

国民の皆様に対しましての説明責任を果たすためにも、先ほど申しましたとおり、文書の作成から移管、保存までの一連の文書のライフサイクルということにつきまして、しっかりと文書管理の仕組みをつくっていくということが大変大事であると考えておまして、そういう意味で、担当大臣として全力で取り組んでまいりたいと思っております。

○逢坂委員 今、官房長官からも、あるいは上川大臣からも話がありました。官房長官からは、諸外国と比べて差があるという話がありました。そして、お二人からはいずれも、航泊日誌が捨てられていたとか、あるいは文書があるとかないとかといったような現在の課題も指摘をされたわけでありましてけれども、諸外国と比べても本当にけた違いにおくれているこの日本の文書管理をぜひしっかりとさせるということが私は重要だというふうに思っておりますので、政府の総力を挙げてこれはやっていかなければいけないし、私もこのことのために力を注いでまいりたいと思っております。

それで、今、答弁の中で上川大臣からこういう言葉がありました。政府が持っている情報、文書というのは国民の共有の財産だという話があったわけです。大臣にお伺いしたいんですけども、共有の財産だという言葉は、よくまくら言葉で出るんですよ。でも、共有の財産だということは、具体的にそれはどういうことなんでしょうか。共有の財産だ、共有の財産だとまくら言葉のようにおっしゃるんですが、ではそれは具体的にどういうことが共有の財産たる条件だというふうにお考えでしょうか。

○上川国務大臣 共有の財産という御質問でございますが、私は、国民の皆さんが記録を、しっかりと保存したものを利用することができる状況をつくっていくということが大変大事であるというふうに思っております。

先ほど来申し上げましたとおり、文書は作成をしてから一連のライフサイクルを持って保存をされるわけでありまして、保存されただけではこの情報は意味が半減してしまうということでありまして、これを広く国民の皆様にも共有の財産として御利用いただくところまで一連の流れの中で取り組むべきことだというふうに思っております。

○逢坂委員 まさに私も同感であります。

例えば、私がここに腕時計を持っております。これは私の腕時計です。これは私のものであります。どういうことかということ、これを勝手に捨てるということはほかの人にはできないわけですね、人の財産でありますから。勝手に文書なんか捨てるなどということは、やはり基本的にやっちゃいけないわけですね。あるいは、これに改ざんをする、中身をすりかえるなどということも、これは国民共有の財産であればやってはいけないわけですね。それから、共有の財産でありますから、当然、国民それぞれ、あまねくすべての人が公平にそれを利活用できる。まさに大臣が指摘されたことがそういうことだというふうに思うわけですね。

だから、共有の財産だ、共有の財産だとみんなが口をそろえて言うけれども、それは一体、具体的にどういうことなんだということをぜひしっかりと頭に置いて、この問題に政府を挙げて取り組んでいただきたいというふうに思うわけですね。

さてそこで、もう一点政府参考人にお伺いをしたいんですけども、行政文書に関して、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第二条第二項中に「行政文書」とは、という項目がございまして、「当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているもの」という規定があるわけですが、これは一体、具体的にどういう規定なのか。こういうことが組織的に用いるものとして行政機関が保有しているものかどうかということについて、ちょっと御提示をいただきたいと思います。

○山崎政府参考人 お答えいたします。

いわゆる行政文書につきましては、御指摘のとおり、情報公開法第二条第二項におきまして規定されておまして、「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているもの」とされているところでございます。

この「当該行政機関の職員が組織的に用いるもの」と申しますのは、行政機関の職員が公的立場におきまして作成、取得したもので、そして当該行政機関の組織において業務上必要なものとして利用または保存されている状態の文書を意味しております。したがって、起案前の職員の検討段階のものとか、こういったようなものは含まれていないところでございます。

○逢坂委員 今の時期はまだ議論の始まりでございしますので、きょうは余り深入りをしませんが、職員がまだ起案前の、検討段階のものは行政文書に含まれないというような発言が今ございましたけれども、諸外国の例を見ると、果たしてそれで今回総理が目指そうとしている文書管理の目的が本当に達成されるのかどうか。このあたりについては、これから、より深く議論していかなければいけないなというふうに申し上げておきたいと思えます。

実は大臣、私は今、函館市に住んでいるんですが、函館市の福祉の状況について私は大臣と議論したい、大臣、函館の福祉の状況、どうお考えで、どこに問題点ありと思えますか、ちょっといろいろ御教授くださいと私が言ったとしますね。大変失礼ながら、大臣は余り的確にお答えになられないのではないかというふうに私は思うんですね。その理由はまことに簡単でありまして、大臣が函館市の福祉の状況、いや、もしかしたら本当はお詳しいのかもしれませんが、実はつまびらかに、多分御地元でもありませんので知らないということだと思わぬわけですね。

民主主義の主権者たる国民が世論をきちんと形成していく、自分の考えを持つということのためにも、行政情報というのはやはり適時的確、適切に、しっかり提供されていなければならない、提供というよりも国民が利用しやすい形で常にぶら下がっているものでなければならないというふうに思うわけですが、きょうは最後にこの点だけを聞いて質問を終わりたいと思います。

大臣、いかがですか。

○上川国務大臣 民主主義の一番基本ということで、先ほど質問がございましたところでお答えいたしましたが、やはり利用に供してこそ初めて文書の意味あるいは将来に対して

の説明責任が果たし得るというふうに思っております。そういう意味で、今回の有識者会議におきましてもそういった観点を十分に御議論いただいて、より他国に負けないものをつくってまいりたいというふうに思っております。

○逢坂委員 最後に、私も、党の中に文書管理の研究会をつくりまして、この問題に全力を挙げて取り組みたいと思いますので、官房長官、大臣、またよろしく願いいたします。以上、終わります。ありがとうございます。

(衆議院会議録議事情報より抜粋)